

学校感染症による出席停止について

札幌創成高等学校

お子様が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。登校については、医師の指示に従い下記の「学校感染症に関する報告書」を登校時に持参し、担任へ提出してください。「学校感染症に関する報告書」は保護者をご記入のうえ、薬の説明書等（コピー可）を添付し提出してください。

生徒がかかりやすい主な学校感染症	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症翌日から 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで。
インフルエンザ	発症翌日から 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳きが消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅班（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、他

----- 切 り 取 り 線 -----

学校感染症に関する報告書

令和 年 月 日

札幌創成高等学校長 様

年 組 番 氏名

感染症名

病院名

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）

上記の感染症のため療養していましたが、医師の指示により登校可能となりましたのでお知らせします。

保護者名

印